

電気通信事業政策部会における委員会の設置の一部改正案 新旧対象条文

○電気通信事業政策部会における委員会の設置（令和五年八月二十九日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十一条第十二項の規定により、本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。 〔一 略〕 〔一〇三 略〕 4 固定電話サービス移行円滑化委員会 固定電話サービス移行の円滑化のための政策の在り方に関する事項 〔二・三 略〕	本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十一条第十二項の規定により、本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。 〔一 同上〕 〔一〇三 同上〕 4 電話網移行円滑化委員会 電話網移行の円滑化のための政策の在り方に関する事項 〔二・三 同上〕